

○「一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間（平成14年1月17日付け中国運輸局公示第176号）」の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>制定 平成14年 1月17日 中国運輸局公示第176号 改正 平成16年 9月22日 中国運輸局公示第63号 改正 平成17年 4月 8日 中国運輸局公示第 1号 改正 平成18年 9月29日 中国運輸局公示第 71号 改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第 42号 改正 平成25年 5月31日 中国運輸局公示第 11号 <u>改正 平成29年 3月23日 中国運輸局公示第 99号</u></p>	<p>制定 平成14年 1月17日 中国運輸局公示第176号 改正 平成16年 9月22日 中国運輸局公示第63号 改正 平成17年 4月 8日 中国運輸局公示第 1号 改正 平成18年 9月29日 中国運輸局公示第 71号 改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第 42号 改正 平成25年 5月31日 中国運輸局公示第 11号</p>
公 示	公 示
<p>一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査に要する標準的な処理期間を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年1月17日</p> <p style="text-align: right;">中国運輸局長 中村 達朗</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査に要する標準的な処理期間を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年1月17日</p> <p style="text-align: right;">中国運輸局長 中村 達朗</p>
記	記
<p>一般乗合旅客自動車運送事業</p> <p>1. 事業の経営許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項） 略</p> <p>2. 事業計画の変更認可（法第15条第1項） (1)、(2) 略</p> <p>3. 上限運賃料金の認可（法第9条第1項） 略</p> <p>4. 協定の認可（法第19条第1項） 略</p> <p>5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） 略</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業</p> <p>1. 事業の経営許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項） 略</p> <p>2. 事業計画の変更認可（法第15条第1項） (1)、(2) 略</p> <p>3. 上限運賃料金の認可（法第9条第1項） 略</p> <p>4. 協定の認可（法第19条第1項） 略</p> <p>5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） 略</p>

6. 事業の譲渡及び譲受の認可 (法第36条第1項)	3ヶ月
7. 法人の合併又は分割の認可 (法第36条第2項)	3ヶ月
8. 相続の認可 (法第37条第1項)	2ヶ月

一般貸切旅客自動車運送事業

1. 事業の経営許可 (法第4条第1項)	3~4ヶ月
2. 更新許可 (法第8条第1項)	4~6ヶ月
3. 事業計画変更認可 (法第15条第1項)	2~4ヶ月
4. 事業の管理の受委託の許可 (法第35条第1項)	2ヶ月
5. 事業の譲渡及び譲受の認可 (法第36条第1項)	3~4ヶ月
6. 法人の合併又は分割の認可 (法第36条第2項)	3~4ヶ月
7. 相続の認可 (法第37条第1項)	2~3ヶ月

乗合・貸切共通事項

1. 運送約款の認可 (法第11条第1項)	1ヶ月
-----------------------	-----

廃止
廃止
廃止

廃止

附 則

(1)(2) 略
附 則 (平成16年9月22日)
略
附 則 (平成17年4月8日)
略
附 則 (平成18年9月29日)
略
附 則 (平成20年6月30日)
略
附 則 (平成25年5月31日)

附 則 (平成29年3月23日)

この公示は、平成29年4月1日以降に申請のあったものから適用する。

乗合・貸切共通事項2.
乗合・貸切共通事項3.
乗合・貸切共通事項4.

一般貸切旅客自動車運送事業

1. 事業の経営許可 (法第4条第1項)	3ヶ月
新設	
2. 事業計画変更認可 (法第15条第1項)	2ヶ月
3. 事業の管理の受委託の許可 (法第35条第1項)	2ヶ月
乗合・貸切共通事項2.	
乗合・貸切共通事項3.	
乗合・貸切共通事項4.	

乗合・貸切共通事項

1. 運送約款の認可 (法第11条第1項)	1ヶ月
2. 事業の譲渡及び譲受の認可 (法第36条第1項)	3ヶ月
3. 法人の合併又は分割の認可 (法第36条第2項)	3ヶ月
4. 相続の認可 (法第37条第1項)	2ヶ月

附 則

(1)(2) 略
附 則 (平成16年9月22日)
略
附 則 (平成17年4月8日)
略
附 則 (平成18年9月29日)
略
附 則 (平成20年6月30日)
略
附 則 (平成25年5月31日)